

## 「アマチュア局用電波法令手続きガイド（試・試） 2021年2月版」補遺

de 7K1UYJ 2021年3月5日

表題書の内容につきまして、下記の通り補足致します。また、新しい情報が得られましたので、ここに掲載致します。

情報提供くださった皆様ありがとうございます。

### (1) 第2章 付属装置（附属装置）（p.9）

「外部入力端子に付属装置を接続した場合」で、「免許状の指定事項に変更が無い」場合に資料添付無しで届出で済む場合の対象となるデジタルモードについて、脚注\*4において、jarl.orgには無い模様の旨記載してしまいましたが、実はJARL公式ウェブサイトにあります。

[https://www.jarl.org/Japanese/2\\_Joho/2-2\\_Regulation/communication-software.htm](https://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-2_Regulation/communication-software.htm)

諸元一覧 PDF

[https://www.jarl.org/Japanese/2\\_Joho/2-2\\_Regulation/datetushin\\_shogen.pdf](https://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-2_Regulation/datetushin_shogen.pdf)

なお、FreeDVに関して、第14回秋コレ開催中にtwitter上でやりとりがありました。詳細は、下記URLからツリーをたどってください。

<https://twitter.com/7K1UYJ/status/1365824416102326273>

なお、詳細の掲載については、次版以降に掲載を予定しています。

### (2) 第3章 変更…申請？届出？（pp.10～13）

どのような手続きが申請の対象か、あるいは届出の対象かを手っ取り早く知りたい場合は、「3. まとめ：申請が要るもの、届出で済むもの」（p.13）まで一気に飛んでください。次版以降で構成を組み替えます。

### (3) 第x章 準備中の内容 5. 空中線（アンテナ）

「・実は記載省略可？」に関して、JR1SIM氏より情報提供がありました。ご協力感謝します。

結論から云うと、現在は「無線局事項書及び工事設計書への記入は不要」です。

これは、無線局免許手続規則別表第2号の3第3の注15(12)によります（平成16年11月9日総務省令第134号による無線局免許手続規則改正、平成17年5月9日施行）。

過去の経緯について述べると、昭和25年6月30日電波監理委員会規則第4号制定時は他種別の局と共通で、送信設備の「送信空中線系」と受信設備の「受信空中線系」とに分かれていました。

アマチュア局に関して空中線の手続きに大きな動きがあったのが、昭和 36 年 6 月 1 日郵政省令第 13 号による改正アマチュア局用の様式が制定され、工事設計書が別表第 4 号第 3 に規定されました。ここでは、「1 送信設備」の欄に「空中線の型式、構成及び高さ」の欄があります（注：\*単に「八木型」ではダメで、「3 素子八木型、地上高 10m」などと記載することになります）。（※編注：この辺りは現在も他業務局の手続きにある「空中線系統図」の香りが漂ってきます）

その後別表番号の移行があった後、昭和 48 年 5 月 18 日郵政省令第 15 号による改正工事設計書の様式が改正され、「空中線の型式、構成及び高さ」が「送信空中線の型式」となります。（「注 5 送信空中線の型式の欄は、「逆 L 型」又は「単一型」のように記載すること。」の注記が付されており、送信空中線について、注があるのはこの改正時のみでした）

その後また別表番号の移行を経て、昭和 54 年 7 月 4 日郵政省令第 11 号にて工事設計書の様式が改正され、注も改正されます（\*送信空中線の型式の欄はありますが、昭和 48 年改正の注 5 に相当するものではありません）。

その後もまたまた別表番号の移行を経て、平成 16 年総務省令第 134 号による改正で、移動する局は空中線について記入不要となりました。

結論として現在は

- ・移動する局は、記入不要
- ・移動しない局は、（昭和 48 年改正にならって）型式の名称を記入すればよいということと言えます。（以上、JR1SIM 氏提供のメールの内容を要約・編集した上で掲載）

ここで、「移動する局」について、以前の申請で空中線の型式を記載していた場合に、後の変更申請で記載を省略できるかどうかについては不明で、今後精査します。

#### (4) その他掲載リクエスト等

・ 1.9MHz 帯の個別型式の指定を受けるための、「電子申請 Lite」での入力方法について。この場合は、「15 備考」欄に記載して申請する。

- ・ NON 電波の指定を受けるには「作文」が必要

以上 2 点、7M4VQJ 氏より頂きました。ありがとうございました。

#### (5) 訂正

p.17 右上 ヘッダーに誤り。（誤）第 x 章 準備中の内容 → （正）Appendix

p.19 表の下の説明文 2 行目 （誤）M=Mhz → （正）M=MHz

以上